

平成 2 7 年 3 月 3 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案

( 第 1 回 定 例 会 )

廿 日 市 市



## 第1回廿日市市議会議案目次

報告第1号	専決処分事項の報告について	1
報告第2号	専決処分事項の報告について	3
議案第18号	子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例	5
議案第19号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	9
議案第20号	廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	31
議案第21号	独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	37
議案第22号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	41
議案第23号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	47
議案第24号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	61
議案第25号	廿日市市行政手続条例の一部を改正する条例	65
議案第26号	廿日市市公民館条例の一部を改正する条例	71
議案第27号	廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例	75
議案第28号	廿日市市保育園条例の一部を改正する等の条例	79

議案第 29 号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	8 5
議案第 30 号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	8 9
議案第 31 号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事 業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	1 0 1
議案第 32 号	廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指 定に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	1 0 7
議案第 33 号	廿日市市休日・夜間急患診療所条例の一部を改 正する条例	1 1 1
議案第 34 号	廿日市市道路占用料徴収条例の一部を改正する 条例	1 1 5
議案第 35 号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に 関する条例の一部を改正する条例	1 2 1
議案第 36 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	1 2 5
議案第 37 号	廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例	1 4 7
議案第 38 号	廿日市市教育委員会委員定数条例の一部を改正 する条例	1 5 1
議案第 53 号	過疎地域自立促進計画の変更について	1 5 5
議案第 54 号	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更 について	1 5 9
議案第 55 号	市道路線の認定及び廃止について	1 6 1
議案第 56 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	1 6 5
議案第 57 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	1 6 7





報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

平成26年議案第61号により議決を得た地御前1号幹線築造工事（26-A）の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 154,851,480円」を「3 請負金額 153,177,480円」に改める。

2 専決処分年月日 平成27年1月30日

(参考事項)

平成26年議案第61号により議決を得た地御前1号幹線築造工事(26-A)の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。



報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて  
損害賠償額 236,000円  
債権者 広島市中区上鞆町10番21号  
M・ReA株式会社  
代表取締役 宮本公孝
- 2 専決処分年月日 平成26年12月17日

(参考事項)

平成26年10月16日市職員の行為によって発生した交通事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第18号

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

## 子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。

### (過料)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は法第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、正当な理由なしに虚偽の報告などを行った者に対する同法に基づく過料に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第19号

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針（第3条）
- 第3章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）
- 第4章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第6条—第30条）
- 第5章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条—第33条）
- 第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている



環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

### 第3章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準

#### （担当職員の員数）

第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

#### （管理者）

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当

該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

#### 第4章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の当該利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通

じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

- (2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第7条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第10条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守

するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市町村（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従

わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第18条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 担当職員その他の従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第20条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、こ

の限りでない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(担当職員の健康管理)

第22条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(重要事項の掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第24条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第25条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について



広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第26条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及び担当職員その他の従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第27条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等(第6項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前

項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する利用者又はその家族からの苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、当該利用者又はその家族に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 第1項の事故により損害が発生した場合において、指定介護予防支援事業者が賠償すべきものがあるときは、当該指定介護予防支援事業者は、速やかに賠償しなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第32条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
  - ア 介護予防サービス計画
  - イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
  - ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
  - エ 第32条第14号に規定するモニタリングの結果の記録
  - オ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録
- (3) 第17条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第5章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

### (指定介護予防支援の基本取扱方針)

第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携について十分に配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### (指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防支援の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、当該利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに当該利用者の日常生活の状況を把握し、当該利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む当該利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき

総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果、当該利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、当該利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその

家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第69号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第58条第3項に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、指定介護予防サービス等の提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、

特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも指定介護予防支援の提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及び当該指定介護予防支援の評価期間が終了する月並びに当該利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

イ 当該利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第93条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により当該利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を当該介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予



防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能<sup>くわう</sup>といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に当該利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、当該利用者、指定介護予防サービス事業者等とともに目標を共有すること。

(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、当該

利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

#### 第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準

第34条 第2章から前章までの規定（第27条第6項及び第7項を除く。）は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
（廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）
- 2 廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）

の一部を次のように改正する。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号」に改める。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に改める。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について条例で定めることとされたため、この条例案を提出するものである。

議案第20号

廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する  
基準を定める条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターにおいて包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
- (2) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (3) 地域包括支援センター運営協議会 法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）若しくは第2号被保険者（法第9条第2号に規定する第2号被保険者をいう。）の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限

り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(人員に関する基準)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域（以下「担当区域」という。）には、原則として、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める員数を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる職員は、専らその職務に従事する常勤の職員でなければならない。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の1.5第1項に規定する研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の担当区域については、原則として、前項各号に掲げる職員について、同項各号に定める員数以上で、かつ、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの運営に支障がないと認める員数を置かなければならない。

(人員に関する基準の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、一の地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、別表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) 前条第1項に定める基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
- (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(適切、公正かつ中立な運営の確保)

第6条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

担当区域における第1号被保険者の数	一の地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人



(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準について条例で定めることとされたため、この条例案を提出するものである。



議案第 2 1 号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

平成 2 7 年 3 月 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人  
通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に  
関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(廿日市市情報公開条例の一部改正)

第1条 廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独  
立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(廿日市市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 廿日市市個人情報保護条例（平成12年条例第22号）の一部を  
次のように改正する。

第13条の2第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特  
定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第3条 廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成2  
4年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 国立研究開発法人森林総合研究所

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

独立行政法人通則法の一部が改正され、及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において独立行政法人森林総合研究所法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第 22 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 3 月 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(廿日市市職員定数条例の一部改正)

第1条 廿日市市職員定数条例（昭和62年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

別表第1中

教育委員会	委員長	月額 57,000円
	委員長 職務代理者	月額 39,500円
	委員	月額 35,500円

を

教育委員会	教育長 職務代理者	月額 39,500円
	委員	月額 35,500円

に改める。

別表第2中

副市長	745,000円
-----	----------

を



副市長	745,000 円
教育長	702,000 円

に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和63年条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する  
条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項に規定する職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

第2条から第6条までを削る。

第7条の見出し中「その他勤務条件」を「、休暇等」に改め、同条中「その他の勤務条件」を「、休日及び休暇」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する任期中に限り、この条例による改正後の廿日市市職員定数条例、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の規定は適用せず、改正前の廿日市市職員定数条例、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が特別職に属する地方公務員に位置付けられることに伴い、関係条例を整理するため、この条例案を提出するものである。



議案第23号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「7級」を「7级以上」に改める。

第13条第2項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第15条の2第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第22条の2第1項中「規則で定める職員」の次に「(次項において「管理職員」という。)」を、「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加える。

第22条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第23条第4項中「100分の15」を「100分の20」に改める。

第25条の2中「、第15条及び第15条の2」を「及び第15条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第15条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	

33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		



70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			
106		296,300	344,900			
107		296,700	345,300			

	108		297,000	345,700					
	109		297,200	346,200					
	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
	112		298,300	347,200					
	113		298,400	347,700					
	114		298,700						
	115		299,000						
	116		299,400						
	117		299,600						
	118		299,800						
	119		300,100						
	120		300,400						
	121		300,800						
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

## 消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200
32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	

33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200
34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900
35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600
36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200
37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600
38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300
39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000
40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700
41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100
42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700
43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400
44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000
45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800
46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500
47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000
48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500
49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000
50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300
51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600
52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000
53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400
54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600
55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900
56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100
57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500
58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700
59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900
60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100
61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500
62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900	
63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200	
64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500	
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800	
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100	
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400	
68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700	
69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900	

70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000
74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900
77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100
78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400
79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700
80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000
81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200
82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500
83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800
84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100
85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300
86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100	
87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400	
88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600	
89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800	
90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100	
91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400	
92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600	
93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800	
94	298,100	321,800	348,200	381,800			
95	299,300	323,200	349,700	382,400			
96	300,600	324,500	351,200	382,900			
97	301,700	325,700	352,500	383,300			
98	302,900	327,000	353,700	383,700			
99	304,100	328,300	354,800	384,300			
100	305,300	329,600	356,000	384,800			
101	306,500	331,000	357,100	385,200			
102	307,500	331,900	358,200	385,700			
103	308,600	333,100	359,300	386,300			
104	309,600	334,300	360,500	386,800			
105	310,400	335,400	361,700	387,100			
106	311,000	336,500	362,200	387,500			
107	311,600	337,500	362,800	388,000			

108	312,300	338,600	363,400	388,300
109	312,800	339,800	364,000	388,600
110	313,300	340,800	364,500	389,100
111	313,900	341,800	365,000	389,600
112	314,500	342,700	365,500	390,100
113	315,300	343,600	365,900	390,400
114	316,000	344,500	366,300	390,900
115	316,700	345,500	366,900	391,400
116	317,400	346,500	367,400	391,900
117	318,000	347,500	367,800	392,200
118	318,800	348,000	368,300	392,700
119	319,500	348,600	368,900	393,200
120	320,300	349,200	369,400	393,700
121	320,900	349,500	369,500	394,100
122	321,200	349,900	370,100	394,600
123	321,700	350,400	370,600	395,000
124	322,200	350,800	371,000	395,500
125	322,500	351,200	371,500	395,900
126		351,600	372,000	
127		352,100	372,500	
128		352,500	373,000	
129		352,900	373,300	
130		353,300	373,800	
131		353,700	374,300	
132		354,100	374,800	
133		354,300	375,100	
134		354,800	375,600	
135		355,200	376,000	
136		355,500	376,400	
137		355,800	376,700	
138		356,200	377,200	
139		356,700	377,700	
140		357,200	378,200	
141		357,500	378,500	
142		358,000		
143		358,500		
144		359,000		

	145		359,300						
再任用職員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600

備考 この表は、消防吏員に適用する。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第23号)附則第7項から附則第9項までの規定による給料の額を

含む。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例第10条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第23号)附則第7項から附則第9項までの規定による給料の額及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第 号)附則第3項から附則第5項までの規定による給料の額との合計額」と、廿日市市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(平成17年条例第24号)第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第23号)附則第7項から附則第9項までの規定による給料の額及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第 号)附則第3項から附則第5項までの規定による給料の額との合計額」と、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項及び第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第 号)附則第3項から附則第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)



7 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する職員の給与に関する条例第15条の2第2項の規定の適用については、同項中「3万円」とあるのは、「3万円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

(規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

人事院の給与改定等の勧告を考慮し、給与制度の総合的な見直しを図るため、職員の給料月額などの改定を行うとともに、他団体との均衡を図り、職責に見合う給与制度を構築することを目的とした給料表の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 24 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案  
を次のように提出する。

平成 27 年 3 月 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正  
する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、休職の処分を受けた職員が次項の規定による復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の事由とされた傷病と同一又は類似の傷病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該復職前の休職期間（その期間の算定においてこの項の規定により通算した休職期間があるときは、当該通算した休職期間を含む。）を通算して3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあつては、更新前の休職の開始の日（更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日）から休職期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職期間を通算して3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職の特例）

第5条 任命権者は、交通事故又はその他の事故により法第16条第2号に該当するに至つた職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わないものとされた職員が刑の執行猶

予を取り消されたときは、その職を失う。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに休職の処分を受け、又は新たに休職期間を更新する処分を受けた職員に対して適用する。この場合において、この条例の施行の日前に受けた休職の処分による休職期間は、同項の休職期間に通算しないものとする。

(提案理由)

休職期間を通算する制度を導入することにより公務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、事故により欠格事項に該当することとなった職員について、失職に関する特例を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 25 号

廿日市市行政手続条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 3 月 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市行政手続条例の一部を改正する条例

廿日市市行政手続条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

「名あて人」を「名宛人」に改める。

目次中	「第4章 行政指導（第30条—第34条）」	を	「第4章 行政
	第5章 届出（第35条）」		第5章 処分
			第6章 届出

指導（第30条—第35条）

等の求め（第36条）に改める。

（第37条）

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第3条中「第4章」を「第5章」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第35条を第37条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当



該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(廿日市市税条例の一部改正)

2 廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(提案理由)

行政手続法の一部が改正された趣旨を踏まえ、行政指導の中止等の求め及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導の求めに関する手続について定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第26号

廿日市市公民館条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野 勝 弘

## 廿日市市公民館条例の一部を改正する条例

廿日市市公民館条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 廿日市市市民センター条例

本則、別表第1及び別表第2中「公民館」を「市民センター」に改める。

第1条を次のように改める。

#### （設置）

第1条 地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現するため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条及び第24条並びに廿日市市協働によるまちづくり基本条例（平成24年条例第3号）第7条第2項の規定に基づき、生涯学習及びまちづくりの拠点として市民センターを設置する。

第2条の次に次の1条を加える。

#### （事業）

第2条の2 市民センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育法第22条各号に規定する事業
- (2) まちづくり活動の支援に関する事業
- (3) その他市民センターの設置目的を達成するために必要な事業

第3条第1項中「館長」を「所長」に改め、同条第2項中「公民館長」を「所長」に改める。

第13条第3項の表別表第1の1の表の備考1の部中「定める額に」を「この表に定める額」に、「利用料金の額に」を「利用料金の額」に改める。

第16条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第2条の2各号に掲げる事業

## 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の廿日市市公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の廿日市市市民センター条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(廿日市市さいき文化センター設置及び管理条例の一部改正)

- 3 廿日市市さいき文化センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「津田公民館」を「津田市民センター」に改め、同条第2項中「津田公民館」を「津田市民センター」に、「廿日市市公民館条例」を「廿日市市市民センター条例」に改める。

(提案理由)

地域自治を推進するため、本市における公民館の設置目的及び当該施設において行う事業について定めるとともに、公の施設の名称等を改めるため、この条例案を提出するものである。



議案第27号

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例案  
を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正  
する条例

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例（平成15年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2キャンプ場の部中「400円から600円まで」を「400円から1,040円まで」に、「200円から300円まで」を「200円から520円まで」に改め、同表駐車場の項を削る。

別表第2備考を次のように改める。

備考 キャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、小学校児童についてはこの表に定める額の2分の1の額とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める額の4分の1の額とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

廿日市市岩倉ファームパークの利用料金の適正化及び駐車場の無料化を図り、地域の自然を活用した広域的な交流を促進するため、この条例案を提出するものである。



議案第28号

廿日市市保育園条例の一部を改正する等の条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市保育園条例の一部を改正する等の条例

(廿日市市保育園条例の一部改正)

第1条 廿日市市保育園条例（昭和63年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

(入園資格)

第4条 保育園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子ども
- (2) 支援法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子ども
- (3) 支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもであつて、市長が地域における教育（支援法第7条第2項に規定する教育をいう。）の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育園において保育する必要があると認めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に保育園において保育する必要があると認める者であつて、小学校就学の始期に達するまでのもの

(入園手続)

第5条 前条各号に掲げる者（以下「児童」という。）の保護者が当該児童の保育園への入園を希望するときは、規則で定めるところにより市長に申し込み、その承諾を得なければならない。

第6条を第11条とし、同条の前に次の5条を加える。

(保育料)

第6条 保育料の額は、第4条第1号、第2号及び第4号に掲げる児童にあつては支援法第27条第3項第1号に、第4条第3号に掲げる児童にあつては支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

2 前条の規定による承諾を受けた保護者は、保育料のうち規則で定める額（以下「利用者負担額」という。）を納付しなければならない。

3 利用者負担額の納付の方法は、市長が定める。

（延長保育の申請及び承認）

第7条 支援法第20条第3項の規定による保育必要量の認定を受けた児童のうち、1日当たり11時間までの時間を認定されたものが規則で定める保育園において当該時間を超えて保育を受けようとするときは、当該児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（延長保育料）

第8条 前条の規定による保育（以下「延長保育」という。）を受けようとする児童の保護者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（以下「延長保育料」という。）を納付しなければならない。

区 分	金 額
1月を単位として延長保育を受ける場合	児童1人につき 2,000円
1日を単位として延長保育を受ける場合	児童1人につき 200円

2 延長保育料の納付の方法は、市長が定める。

（利用者負担額又は延長保育料の減免又は徴収猶予）

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額又は延長保育料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（利用者負担額及び延長保育料の不還付）

第10条 既納の利用者負担額及び延長保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（廿日市市保育園使用料徴収条例及び廿日市市保育の実施に関する条例の廃止）

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 廿日市市保育園使用料徴収条例（昭和39年条例第25号）

(2) 廿日市市保育の実施に関する条例（昭和62年条例第14号）

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の廿日市市保育園条例第4条の規定によりされた申込み及び承諾は、それぞれ改正後の廿日市市保育園条例第5条の規定によりされた申込み及び承諾とみなす。



(提案理由)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において児童福祉法の一部が改正され、子ども・子育て支援法が施行されることなどに伴い、関係条例の規定を改正するため、この条例案を提出するものである。



議案第29号

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

## 廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「2万8,260円」を「3万200円」に改め、同項第2号中「2万8,260円」を「4万468円」に改め、同項第3号中「4万2,390円」を「4万5,300円」に改め、同項第4号中「5万6,520円」を「5万4,360円」に改め、同項第8号中「9万8,910円」を「11万1,740円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「8万4,780円」を「9万600円」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 10万5,700円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る者を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第6号中「7万650円」を「7万8,520円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第9号イ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「6万5,563円」を「7万2,480円」に改め、同号イ中「又は第7号イ」を「、第8号イ又は第9号イ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万400円

第4条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ又は第2条第5号イ、第6号イ若しくは第7号イ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ」に、「第4号ま

で又は第2条第5号から第7号まで」を「第5号まで又は第2条第6号から第9号まで」に改める。

附則第13条の次に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第14条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第1項の規定により、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが困難であると認め、整備法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から次項に規定する日までの間は、整備法第5条の規定による改正前の法第115条の45第6項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を引き続き実施する。

2 整備法附則第14条第1項に規定する条例で定める日は、規則で定める日とする。

#### 附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の廿日市市介護保険条例第2条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成24年度から平成26年度までの介護保険事業計画期間が終了することに伴い、新たに平成27年度から平成29年度までの介護保険事業計画期間における各年度の所得段階に応じた保険料の額を定めるとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第30号

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第83条第3項、第84条、第191条第10項、第192条第2項及び第193条を除く。）中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第6条第2項ただし書中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項」を「介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第68号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項」に改め、「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第82条第6項第1号」を「第82条第6項」に改め、同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項」に改め、同条第12項



中「指定居宅サービス等基準第60条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第49条第1項」に、「指定居宅サービス等基準第59条」を「指定居宅サービス等基準条例第48条」に、「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イの規定に相当する法第74条第1項及び第2項の規定に基づく広島県の条例（以下「県基準条例」という。）の規定」を「指定居宅サービス等基準条例第49条第1項第1号」に、「同条第5項の規定に相当する県基準条例の規定により同条第1項第1号イ及び第2号の規定に相当する県基準条例の規定」を「同条第6項の規定により同条第1項第1号及び第2項」に改める。

第13条第2項中「指定居宅介護支援」の次に「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）」を加える。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年広島県条例第5号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第13条第10項」に改める。

第23条中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第48条ただし書中「指定居宅サービス等基準第5条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第6条第1項」に改める。

第51条第6号中「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号」を「指定居宅サービス等基準条例第49条第1項」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を加え、「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）」を削り、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 第1項の事故により損害が発生した場合において、指定認知症対応型通所介護事業者が賠償すべきものがあるときは、当該指定認知症対応型通所介護事業者は、速やかに賠償しなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生し

た場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第82条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「を含

む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第192条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の右欄に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第93条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第13条各項」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的な運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第135条を次のように改める。

第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着

型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準第129条第1項」を「介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第69号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第102条第1項」に改め、同条第13項中「指定居宅サービス等基準第93条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第80条第1項」に改め、「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービスの事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ」を「指定居宅サービス等基準条例第49条第1項第1号」に、「同条第1項第1号イ及び第2号」を「同条第1項第1号及び第2項」に改める。

第192条第2項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）」を加える。

第193条（見出しを含む。）中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第194条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の右欄に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人

29人	18人
-----	-----

第195条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第200条第1項及び第201条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第202条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第34条中」を「、第34条中」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

##### (介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれ

に相当するサービスについては、この条例による改正前の廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第6条第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第6条第2項ただし書中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項」とあるのは「介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第68号）第6条第2項」と、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項」とあるのは「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「一部改正省令」という。）附則第2条の規定に相当する介護保険法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づく広島県の条例（以下「広島県条例」という。）の規定によりなお効力を有することとされる一部改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第5条第2項に相当する広島県条例の規定」とする。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧条例第151条第13項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第151条第13項中「指定居宅サービス等



基準第93条第1項」とあるのは「介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第68号）第80条第1項」と、「指定介護予防サービス等基準第97条第1項」とあるのは「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「一部改正省令」という。）附則第4条の規定に相当する介護保険法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づく広島県の条例（以下「広島県条例」という。）の規定によりなお効力を有することとされる一部改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項に相当する広島県条例の規定」とする。

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、必要な規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 31 号

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 3 月 3 日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書きの場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」を「第44条第6項」に、「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により

事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項本文中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当

該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に、「若しくは」を「、」に改め、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項」を「介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第68号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項」に、「指定居宅サービス等基準第60条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第49条第1項」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の右欄に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的な運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令において、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、必要な規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。



議案第 3 2 号

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 7 年 3 月 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号」に、「指定地域密着型サービス事業者等」を「、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）及び指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）」に改める。

第3条の見出し中「指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業」を「指定地域密着型サービス事業等」に改め、同条中「及び第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を条例で定めることとされたため、この条例案を提出するものである。



議案第 33 号

廿日市市休日・夜間急患診療所条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 3 月 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市休日・夜間急患診療所条例の一部を改正する条例

廿日市市休日・夜間急患診療所条例（平成13年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条本文中「内科」の次に「及び外科」を加え、同条ただし書中「内科以外の」を削り、「設置する」を「変更する」に改める。

第4条の見出しを「（診療科目、診療日及び診療時間）」に改め、同条第1項中「診療日及び診療時間」を「診療科目、診療日及び診療時間」に、「次」を「別表第1」に改め、同項の表を削り、同条第2項中「診療時間」を「診療日若しくは診療時間」に改める。

第6条第2項中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

	診療科目	診 療 日	診 療 時 間
休日診療	内 科	1 日曜日	午前9時から 午後6時まで
		2 国民の祝日に関する法律 （昭和23年法律第178号） に規定する休日	
3 1月2日、1月3日、8月1 5日、8月16日、12月30 日及び12月31日			
夜間診療	内 科	休日診療の診療日	午後6時から 午後10時まで
		休日診療の診療日以外の日	午後7時から 午後10時まで
	外 科	月曜日から金曜日まで（休日診療 の診療日を除く。）	午後7時から 午後10時まで

附 則

この条例は、平成27年10月31日までの間において規則で定める日

から施行する。

(提案理由)

休日・夜間急患診療所に新たに外科診療を設置することに伴い、診療日等を定めるため、この条例案を提出するものである。



議案第34号

廿日市市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

廿日市市道路占用料徴収条例（昭和63年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「0.003」を「0.004」に、「0.005」を「0.007」に、「0.006」を「0.008」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、

令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占 用 面 積 1 ㎡ に つ き 1 年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
その他のもの				Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる器具				Aに0.018を乗じて得た額	
令第7条第9号及び第10号に掲	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しく	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額

掲げる施設	は自動車専用道	もの	乗じて得た額	乗じて得た額
	路（高架のものに限る。）の路	階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
	面下に設けるもの	階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額	

を

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占 用 面 積 1 ㎡ に つ き 1 年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路	Aに0.016を乗じて得た額	

掲げる施設	(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額

に改める。

別表備考7中「第7条第9号及び第10号に掲げる施設」を「第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、占用物件等の種類及び占用料の額に関する規定などを改正するため、この条例案を提出するものである。



議案第 35 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 3 月 3 日

廿日市市長 眞野 勝 弘

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の  
一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同号ウ中「第10条の2」を「第10条の2の2」に改め、同条第2号中「第4号」を「第5号」に改め、同号ア中「内であって、規則で定める区域」を削る。

第3条第3号中「限る。）」の次に「又は寄宿舍（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助の用に供するもので、かつ、地階を除く階数が3以下のものに限る。）」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 建築基準法別表第2（い）項第6号に掲げる建築物（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供するもので、かつ、地階を除く階数が3以下のものに限る。）の用途

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



(提案理由)

都市計画法の目的及び本市の市街化調整区域の実情を勘案し、市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。



議案第36号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5号中

<p>構造計算適合性判定に関する審査</p> <p>構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあつては当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合にあつては当該計画の変更に伴い、構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。）</p>			<p>1申請をもって1件とする。建築物がエクステンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合にあつては、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなす。</p>
<p>構造計算適合性判定を行う部分の用</p>	<p>1件</p>	<p>12万7,000円</p>	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第20</p>

途（複数の用途がある場合にあっては床面積が最大となる部分の用途をいう。以下この表において同じ。）が工場、自動車車庫、倉庫その他規則で定めるもの（以下「工場等」という。）の場合において 1,000 平方メートル以内			条第 2 号イ又は第 3 号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）によるものにあつては 11 万 5,000 円
工場等の場合において 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	1 件	14 万 6,000 円	大臣認定プログラムによるものにあつては 13 万 1,000 円
工場等の場合において 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内	1 件	21 万 1,000 円	大臣認定プログラムによるものにあつては 18 万 5,000 円
工場等の場合において 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内	1 件	25 万 8,000 円	大臣認定プログラムによるものにあつては 22 万 4,000 円
工場等の場合において 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内	1 件	28 万 2,000 円	大臣認定プログラムによるものにあつては 24 万 5,000 円

工場等の場合において2万平方メートルを超え5万平方メートル以内	1件	32万1,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては27万8,000円
工場等の場合において5万平方メートルを超える	1件	39万9,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては34万4,000円
構造計算適合性判定を行う部分の用途がホテル、病院、映画館その他規則で定めるもの（以下「ホテル等」という。）の場合において1,000平方メートル以内	1件	21万6,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては19万円
ホテル等の場合において1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	26万6,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては23万2,000円
ホテル等の場合において2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	1件	40万8,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては34万9,000円
ホテル等の場合において5,000平方メートルを超え1	1件	48万3,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては41万3,000円

万平方メートル以内			
ホテル等の場合において1万平方メートルを超え2万平方メートル以内	1件	58万3,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては49万6,000円
ホテル等の場合において2万平方メートルを超え5万平方メートル以内	1件	63万2,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては53万8,000円
ホテル等の場合において5万平方メートルを超える	1件	73万1,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては62万3,000円
構造計算適合性判定を行う部分の用途が共同住宅、事務所その他規則で定めるもの（以下「共同住宅等」という。）の場合において1,000平方メートル以内	1件	17万4,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては15万4,000円
共同住宅等の場合において1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	21万円	大臣認定プログラムによるものにあつては18万3,000円
共同住宅等の場合において2,000平	1件	30万7,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては26万

方メートルを超え 5,000 平方メートル 以内			6,000 円
共同住宅等の場合 において 5,000 平 方メートルを超え 1 万平方メートル 以内	1 件	36 万 7,000 円	大臣認定プログラムによ るものにあつては 31 万 5,000 円
共同住宅等の場合 において 1 万平方 メートルを超え 2 万平方メートル以 内	1 件	42 万 7,000 円	大臣認定プログラムによ るものにあつては 36 万 7,000 円
共同住宅等の場合 において 2 万平方 メートルを超え 5 万平方メートル以 内	1 件	49 万 2,000 円	大臣認定プログラムによ るものにあつては 41 万 9,000 円
共同住宅等の場合 において 5 万平方 メートルを超える	1 件	62 万 2,000 円	大臣認定プログラムによ るものにあつては 52 万 4,000 円

を削り、

「建築物等の仮使用承  
認」を「建築物等の仮使用認  
定」に改め、

高齢者、障害者等の	1 件	この表の構造計	1 申請をもって 1 件とす
-----------	-----	---------	----------------



<p>移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定を要するものに限る。）</p>	<p>算適合性判定に関する審査に掲げる手数料の額</p>	<p>る。</p>
---	------------------------------	-----------

を削り、

ア 耐震性の基準に係る審査手数料の額に耐震性以外の基準に係る審査手数料の額を加えた額

イ 長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するか

を

ア 耐震性の基準に係る審査手数料の額に耐震性以外の基準に係る審査手数料の額を加えた額

イ 長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するか

に、

どうかの審査を申し出る場合は、アの額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料及び構造計算適合性判定を要するものについては構造計算適合性判定に係る審査の手数料の額を加えた額

どうかの審査を申し出る場合は、アの額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料の額を加えた額

適合審査を受けた場合の審査 申請建築物の種類			ア 適合審査とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）の基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関（住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）が行う審
戸建て住宅	1件	6,600円	
共同住宅等			
10戸以下	1件	6,600円に申請住戸数から1を減じた数に1,800円を乗じて得た額を加えた額	

11 戸以上 100 戸 以下	1 件	2 万 3,000 円に申 請住戸数から 10 を減じた数に 900 円を乗じて得た 額を加えた額	査をいう。 認定を受けた長期優 良住宅建築等計画を変 更する場合の手数料の 額は、2 分の 1 の額と する。
101 戸以上 200 戸 以下	1 件	10 万 9,000 円に 申請住戸数から 100 を減じた数に 700 円を乗じて得 た額を加えた額	
201 戸以上 300 戸 以下	1 件	18 万円に申請住 戸数から 200 を 減じた数に 400 円を乗じて得た 額を加えた額	
301 戸以上	1 件	22 万 3,000 円に 申請住戸数から 300 を減じた数に 100 円を乗じて得 た額を加えた額 (23 万 8,000 円 を上限とする。)	
建築基準関係規定に 係る審査	1 件	この表の建築物 に関する確認又 は計画通知に掲 げる手数料の額	
構造計算適合性判定 に係る審査	1 件	この表の構造計 算適合性判定に 関する審査に掲	

	げる手数料の額	
--	---------	--

を

適合審査を受けた場合の審査 申請建築物の種類			<p>ア 適合審査とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）の基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関（住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）が行う審査をいう。</p> <p>イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>
戸建て住宅	1件	6,600円	
共同住宅等			
10戸以下	1件	6,600円に申請住戸数から1を減じた数に1,800円を乗じて得た額を加えた額	
11戸以上100戸以下	1件	2万3,000円に申請住戸数から10を減じた数に900円を乗じて得た額を加えた額	
101戸以上200戸以下	1件	10万9,000円に申請住戸数から100を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	
201戸以上300戸以下	1件	18万円に申請住戸数から200を	

		減じた数に 400 円を乗じて得た 額を加えた額	
	301 戸以上	1 件 22 万 3,000 円に 申請住戸数から 300 を減じた数に 100 円を乗じて得 た額を加えた額 (23 万 8,000 円 を上限とする。)	
住宅性能評価書の交 付を受けた場合の審 査	申請建築物の種類		ア 住宅性能評価書と は、住宅の品質確保の 促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する 住宅性能評価書をい う。
	戸建て住宅	1 件 1 万 6,500 円	
	共同住宅等		イ 認定を受けた長期優 良住宅建築等計画を変 更する場合の手数料の 額は、2 分の 1 の額と する。
	10 戸以下	1 件 1 万 6,500 円に申 請住戸数から 1 を減じた数に 9,000 円を乗じて 得た額を加えた 額	
	11 戸以上 100 戸 以下	1 件 9 万 8,300 円に申 請住戸数から 10 を減じた数に 4,300 円を乗じて 得た額を加えた 額	

101戸以上200戸以下	1件	48万8,000円に申請住戸数から100を減じた数に4,000円を乗じて得た額を加えた額
201戸以上300戸以下	1件	88万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に3,200円を乗じて得た額を加えた額
301戸以上	1件	121万2,000円に申請住戸数から300を減じた数に2,500円を乗じて得た額を加えた額(146万6,000円を上限とする。)
建築基準関係規定に係る審査	1件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額

に、

ア 戸建て住宅 又は共同住宅	ア 1申請をもって1件とする。
-------------------	-----------------

<p>等（共同住宅、イ 長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p>	<p>イ 適合審査とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者をいう。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する機関をいう。）が行う審査をいう。</p>
<p>イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数と共用部分に掲げる区分に応じて定める額を合算した額</p>	<p>ウ 認定を受けた計画を変更する場合の手数料の額は、当該変更部分に係る手数料の2分の1の額とする。</p>
<p>ウ 非住宅（居住の用に供す</p>	

る部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額

エ 工場等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、

を



工場等に係る  
審査の欄に掲  
げる区分に応  
じて定める額

オ 共同住宅  
等、非住宅及  
び工場等を有  
する複合建築  
物の全体につ  
いて認定を受  
けようとする  
場合の手数料  
の額は、イ、  
ウ及びエの額  
のそれぞれを  
合算した額

カ 都市の低炭  
素化の促進に  
関する法律（平  
成24年法律  
第84号）第  
54条第2項  
の規定による  
審査を申し出  
る場合は、認  
定に係る手数  
料の額に、建  
築基準関係規  
定に係る審査

<p>の手数料及び構造計算適合性判定を要するものについては構造計算適合性判定に係る審査の手数料の額を加えた額</p>	
--	--

<p>ア 戸建て住宅又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>イ 共同住宅等の全体につい</p>	<p>ア 1申請をもって1件とする。</p> <p>イ 適合審査とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者をいう。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76</p>
---	---

て認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数と共用部分に掲げる区分に応じて定める額を合算した額

ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の全

条第1項に規定する機関をいう。）が行う審査をいう。

ウ 認定を受けた計画を変更する場合の手数料の額は、当該変更部分に係る手数料の2分の1の額とする。

に、

体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額

エ 工場等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額

オ 共同住宅等、非住宅及び工場等を有する複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、イ、ウ及びエの額のそれぞれを合算した額

カ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定による審査を申し出る場合は、認定に係る手数料の額に、建築基準関係規定に係る審査の手数料の額を加えた額

建築基準関係規定に係る審査	1件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料及び建築設備に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額	
構造計算適合性判定に係る審査	1件	この表の構造計算適合性判定に関する審査に掲げる手数料の額	

を

建築基準関係規定に係る審査	1件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料及び建築設備に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額	
---------------	----	---	--

に改める。

別表第5号に次のように加える。

要除却認定マンション建替えにおける容積率の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。
---------------------------	----	------	---------------

#### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、要除却認定マンション建替えにおける容積率の特例許可の項を加える改正規定は、公布の日から施行し、構造適合性判定に係る規定の改正規定及び建築物等の仮使用承認の項の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

住宅性能表示制度が改正され住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定審査が可能とされたこと、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部が改正され耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションに容積率の特例許可制度が創設されたこと及び建築基準法の一部が改正され構造計算適合性判定制度などが見直されたことに伴い、手数料の額を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。





議案第 37 号

廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 3 月 3 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

## 廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例

廿日市市建築審査会条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「法」の次に「（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）」を加え、同項第2号中「法第94条第1項の」を「法の規定に基づく」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、建築審査会の会議の招集に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。



議案第38号

廿日市市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成27年3月3日

廿日市市長 眞野勝弘

## 廿日市市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

廿日市市教育委員会委員定数条例（平成20年条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する任期中に限り、この条例による改正後の廿日市市教育委員会委員定数条例の規定は適用せず、改正前の廿日市市教育委員会委員定数条例の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が教育委員会の委員ではなくなることに伴い、委員の定数を改正するため、この条例案を提出するものである。





議案第 5 3 号

過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 2 7 年 3 月 3 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

次のとおり過疎地域自立促進計画を変更する。

「

2 の (3) の表中	宮島棧橋旅客ターミナル改修整 備事業（再掲）	廿日市市	
-------------	---------------------------	------	--

」

「

を	宮島棧橋旅客ターミナル改修整 備事業（再掲）	廿日市市	に改める。
	吉和魅惑の里リニューアル事業	廿日市市	

」

「

3 の (3) の表中	(9) 地域間交流	観光振興事業（神楽競演大会事 業補助）（再掲）
-------------	-----------	----------------------------

」

廿日市市	
------	--

を

(10) 地域間交流	観光振興事業（神業補助）（再掲）
	吉和魅惑の里リニ（再掲）

楽競演大会事	廿日市市	
ユール事業	廿日市市	

に改める。

5の(3)の表中

(7) 過疎地域自立  
促進特別事業

生活交通確保事業（再掲）

廿日市市	
------	--

を

(1) 高齢者福祉施設 その他	吉和地域高齢者施
(8) 過疎地域自立 促進特別事業	生活交通確保事業

設整備事業	廿日市市	
(再掲)	廿日市市	

に改める。

(提案理由)

過疎地域の自立促進に寄与する目的で、吉和魅惑の里リニューアル事業及び吉和地域高齢者施設整備事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。



議案第 5 4 号

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地が廿日市市の区域内に生じたことを確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、当該土地を同表右欄に掲げる町の区域に編入することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 7 年 3 月 3 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

左 欄		右 欄
位 置	面 積	
廿日市市宮島口一丁目 2 6 2 1 の 3 の地先	8 5 5 . 8 4 平方 メートル	廿日市市宮島口一丁目

(提案理由)

公有水面の埋立てにより廿日市市の区域内に新たに土地が生じたので、その旨を確認するとともに町の区域を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 55 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
1402	阿品高通 2号支線	廿日市市六本松二丁目4369番9地先	廿日市市宮内字高通 4391番9地先
1404	串戸畑口 8号支線	廿日市市宮内字的場 2033番1地先	廿日市市宮内字的場 2106番17地先
1405	佐方1号 支線	廿日市市佐方字大谷 909番3地先	廿日市市佐方字大谷 906番6地先
1406	桜尾 29号線	廿日市市桜尾一丁目 858番1088地先	廿日市市桜尾一丁目 858番445地先
1407	新屋敷 4号線	廿日市市宮内字新屋 敷354番9地先	廿日市市宮内字新屋 敷356番1地先
2211	道祖ヶ原線	廿日市市中道字道祖 ヶ原丁332番1地先	廿日市市中道字板押 54番10地先

2212	上 峠 支 線	廿日市市虫所山字所 山135番2地先	廿日市市虫所山字所 山167番1地先
2213	鹿 の 打 線	廿日市市虫所山字所 山88番4地先	廿日市市虫所山字加 森山521番372 地先
2214	柴 尾 線	廿日市市津田字檜木 尾840番15地先	廿日市市津田字柴尾 842番15地先
2215	柴尾支線	廿日市市津田字柴尾 841番115地先	廿日市市津田字柴尾 841番2地先
2216	峠 中 下 線	廿日市市峠字八幡原 995番1地先	廿日市市峠字八幡原 852番1地先
3001	田 中 原 妙音寺原線	廿日市市吉和字土居 小路3632番1地 先	廿日市市吉和字石原 2600番1地先
3047	八 幡 原 線	廿日市市吉和字石原 宮垣内2389番1 地先	廿日市市吉和字妙音 寺原1083番3地 先
4649	三 郎 15号線	廿日市市大野中央一 丁目8667番30 地先	廿日市市大野中央一 丁目8665番44 地先
4650	宮 島 口 上 8 号 線	廿日市市宮島口上二 丁目134番96地 先	廿日市市宮島口上二 丁目134番85地 先
4651	宮 島 口 上 9 号 線	廿日市市宮島口上二 丁目134番112 地先	廿日市市宮島口上二 丁目134番104 地先
4652	上 更 地 6 号 線	廿日市市大野字上更 地2087番5地先	廿日市市大野字上更 地2070番10地 先



4653	原ノ前 7号線	廿日市市大野原一丁 目5945番3地先	廿日市市大野原一丁 目5946番12地 先
4654	中空1号線	廿日市市大野字中空 1285番3地先	廿日市市大野字中空 1288番14地先

## 2 市道路線の廃止

番号	廃止路線名	起 点	終 点
3001	田中原 妙音寺原線	廿日市市吉和字土居 小路3632番1地 先	廿日市市吉和字石原 鷹ノ巣1116番2 地先

(提案理由)

開発行為により設置した新設道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第56号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成27年3月3日提出

廿日市市長 眞野勝弘

氏名 水中誠三

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員水中誠三の任期が、平成27年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 57 号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

廿日市市長 眞野勝弘

氏名 青木春好

氏名 酒井龍夫

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員木浦紀幸及び山本正博の任期が、平成27年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 58 号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）  
第 4 条第 1 項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会委員に任命す  
ることについて、市議会の同意を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

廿日市市長 眞野勝弘

氏名 山下芳樹

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員山下芳樹の任期が、平成27年3月10日をもって満了するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。



